

4. 現在轉職ナス者ニ退職手當及震災手當、差額ヲ支給セラレ  
タシ

ト歎願合四五、三日ニ涉リ局長、課長等ト接衝、結果専局ハ  
人此、降工夫ニ轉職スル者ハ將來退職スル場合ニ於テ解雇貰  
退職給興金及震災手當共給上既得ノ利益ヲ損セサル精意、  
ニ考慮スヘシ

六、日給ハ二日支給スヘシ但レ現在ニ日未滿ノ日給者ハ其、作  
使用スヘシ

3. 退職手當金等、差額給興ハ一時退職全部、支給ヲ受ケタル  
若市、規程ニ依リ六ヶ月後更ニ工夫ニ採用スヘシ、然ラサ  
ル限り市ノ規定ヲ改正セハ免角現在ハ不能ナルカ諸君ノ希  
望ニ添フヘク善処スヘシ

トノ回答ヲ興ヘタルカ弊傷者側ハ然ラハ現規定ヲ改正スルコ  
ト、シ差額給興決定迄ハ現給ニテ便後セラレタント主張

當局ハ規定改正向頭ハ本件解決後、非サレハ説明ハ困難一  
回答シ難シト拒绝セルニ一同辞去更ニ東京市從本部ニ至リ協  
議、結果更ニ別記(三)歎願書ヲ作成八月六日當局ヲ訪問文牒ス  
ルニ決シ居レルカ将来特ニ給糾スルノ如キユトナク一兩月中  
ニ解決フ見レヌノト認メラル

因ニ現在當局カ右三十二名ニ支給方表セル手當金等、總額  
次、通リニ有之

#### 1. 特別整理手當金

一万四千五百八十四円

#### 退職給興金

一〇五六、六百二十八円

#### 震災手當金

五百九十四円

#### 總額

三万六百四十四円